

青森県報

第四百四十九号

令和四年
四月十八日
(月曜日)

目次

告示

- 狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
- 適性試験及び講習の実施……………(同) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……四

公告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五

告 示

青森県告示第二百五十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり令和四年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

令和四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の期日	試験の場所	備考
令和四年 六月二十六日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
令和四年 七月三十一日	十和田市西三番町二の一 十和田市生涯学習センター第一研修室ほか	
令和四年 九月十七日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
試験の科目、試験課題、試験時間等	試験の科目及び課題	試験時間
試験の科目及び課題	狩猟免許の種類	試験の科目及び課題
知識試験	網猟免許 わな猟免許 許第一種銃 許第二種銃 猟免許	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	網猟免許 わな猟免許 許第一種銃 許第二種銃 猟免許	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技能試験	網猟免許 わな猟免許 許第一種銃 許第二種銃 猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
		午後一時から午後三時まで
		午前十時から午後零時三十分まで
		午前九時から午後九時三十分まで
		午後三時から午後五時三十分まで

1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。)について点検、分解及び結合の操作を行うこと。
2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。
3 二人以上で行動する場合にお

第二種銃 猟免許	<p>ける銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</p> <p>4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</p> <p>5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</p> <p>6 距離の目測を行うこと。</p> <p>7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>
-------------	---

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、令和四年六月二十六日に受験するものにあつては、同年五月十日から同年六月十日までに、同年七月三十一日に受験するもの

のにあつては、同年六月十五日から同年七月十五日までに、同年九月十七日に受験するものにあつては、同年八月二日から同年九月二日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十四円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 五 その他

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験を中止または日時、場所等を変更することがあり、その場合は、申請者にもその旨を通知する。
- 2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和四年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和四年九月三日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	令和四年七月二十二日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	令和四年七月十四日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
三八地域県民局	令和四年八月二日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	令和四年八月三日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	令和四年七月二十一日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	令和四年七月十三日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	令和四年七月十五日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 鳥獣の取扱い及び管理に関する知識	午前九時五十分から 午前十一時まで 午後三時三十分から 午後五時一十分まで (ただし、午後一時までは休憩)	午前九時二十分 から 午前九時四十分まで
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時五十分から 午前十一時まで	午前九時二十分 から 午前九時四十分まで

三 適性試験及び講習の対象者

令和四年四月十六日から令和五年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。)

ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚

- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

- 5 更新しようとする狩猟免許 一通
- 6 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

- (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名
- (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有すること

を確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性試験及び講習の日時、場所等を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三四―九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年五月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	下北郡風間浦村大字下風呂字新道平三の八から 下北郡風間浦村大字下風呂字街道添四〇の二まで	令和四・四・一八

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年三月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千八百六十五万五千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
ネットワーク管理業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十九日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
 - 六 契約金額
六千五百六十七万円
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
 - 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示**
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。
- 令和四年四月十八日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 特定役務の名称及び数量
共通基盤及びグループウェアシステム運用保守業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
三千五百八十八万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円